

公 示 日 : 2022 年 7 月 20 日(水)

調達管理番号 : 22a00322

国 名 : マラウイ

担 当 部 署 : 社会基盤部運輸交通グループ第二チーム

調 達 件 名 : マラウイ国空港維持管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査 (空港施設維持管理)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 空港施設維持管理
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 8 月下旬から 2022 年 10 月下旬
- (2) 業務人月 : 現地 0.53、国内 0.50、合計 1.03
- (3) 業務日数 : 

準備期間	現地業務期間	整理期間
3 日	16 日	7 日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 2022 年 8 月 3 日(水) (12 時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ
  - 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き

[https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2022 年 8 月 16 日(火)までに個別通知

- 提出されたプロポーザルを JICA で評

価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	空港施設維持管理に係る各種業務
対象国・地域又は類似地域	マラウイ／全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

内陸国であるマラウイにおいて、航空セクターは、貿易、観光、投資等を促進していく上で極めて重要な役割を果たしている。このため、我が国では、マラウイの航空セクターに対して、マラウイ最大の国際空港であるカムズ国際空港の建設をはじめとして、資金協力や技術協力を通じた支援を長年実施してきたところである。

しかしながら、同国の空港施設・機材は老朽化が進み、国際民間航空機関(ICAO)の安全に係る要求を満たしていない状況となっており、人流・物流の円滑化の障害となっている。こういった課題に対して、近年、我が国では、空港施設・機材の改修・更新に関しても支援を行っているところである。具体的には、カムズ国際空港において、旅客ターミナルビル、航空管制及び航空灯火システム等の改修・更新を行うとともに、航空機監視システムの運用及び保守・管理に係る能力強化に係る支援を行ったほか、同国第二の都市のブランタイヤ市に位置するチレカ国際空港においては、現在、開発計画調査型技術協力「ブランタイヤ市チレカ国際空港開発マスタープラン策定プロジェクト」により、同空港の改修・拡張

に係るマスタープラン策定を支援しているところである。

これらにより、同国の空港施設・機材の改修・更新が進められている一方で、滑走路等の舗装の損傷や航空灯火機器の欠落が放置されたまま運用されているなど、空港施設・機材の維持管理については未だ課題となっている。また、改修された空港が安全かつ持続的に運用されるためには、適切な維持管理、補修により予防保全型の管理を行っていくことも重要である。

カムズ国際空港及びチレカ国際空港をはじめとするマラウイ国内の空港の維持管理は、運輸公共事業省航空局（Department of Civil Aviation, Ministry of Transport and Public Works。以下、「DCA」という。）が行っており、これらの空港を持続的に運用していくためには、DCAにおける空港施設・機材の維持管理能力の強化を図ることが必要であることから、今般、本プロジェクトの実施が我が国政府に要請されたところである。

本プロジェクト詳細計画策定調査は、本プロジェクトの実施に向けて、要請の背景、マラウイにおける空港施設・機材の状況、DCAの現状等を確認し、プロジェクトの実施体制を検討するための情報を分析・整理した上で、マラウイ側とプロジェクトの協力の枠組み（上位目標、プロジェクト目標、成果、指標、活動、協力期間、実施体制、投入等）について確認・協議し、プロジェクト実施に関する合意文書（M/M: Minutes of Meeting）の締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2022年8月下旬～2022年9月上旬）
  - ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により、要請背景・内容を把握するとともに、我が国及び他の援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題等について確認する。
  - ② マラウイ側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員（航空機材維持管理、評価分析）と内容が重複しないよう適宜調整し、評価分析団員の取りまとめに協力する。
  - ③ プロジェクトの PDM（Project Design Matrix）案（英文）、PO（Plan of Operations）案（英文）の担当分野関連部分を検討し、評価分析団員の

取りまとめに協力する。

- ④ 調査団内の打合せや対処方針会議等に参加するとともに、議事録（和文）を他分野の団員と交替で作成する。

（2） 現地業務期間（2022年9月中旬～2022年9月下旬）

- ① JICA マラウイ事務所等を含めた打合せに参加する。
- ② マラウイ側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ プロジェクトの背景・目的・内容を確認する。（要請書や関連報告書の内容）を踏まえた上で、マラウイ関係機関のニーズを確認する。）

- ④ JICA マラウイ事務所を通じて事前に配布した質問票や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。

具体的には以下のとおり。

ア) DCA が管理する主要空港のうち、協力要請のあった4空港（カムズ国際空港、チレカ国際空港、ムズズ空港、カロンガ空港）を対象とする

イ) 対象空港における空港舗装の現状

ウ) DCA による空港舗装の点検・整備・補修業務

エ) 補修機材、補修資材、補修施工業者の状況

- ⑤ 担当分野の情報を、他分野の団員に共有する。また、他分野の団員が実施する情報収集を支援する。各面談の議事録を作成する。
- ⑥ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑦ 関係者との協議で合意された内容について、担当分野に係る PDM（案）（英文）、PO（案）（英文）、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M: Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。
- ⑧ 実施機関に対する R/D 案を含む M/M 案への説明に参加し、担当分野の観点から必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑨ 評価6項目（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）の観点から担当分野に係る事業事前評価表（案）（和文・英文）を作成する。
- ⑩ 担当分野に係る調査結果を団内に共有し、JICA マラウイ事務所等に報告する。

（3） 帰国後整理期間（2022年10月上旬～2022年10月中旬）

- ① 担当分野に係る収集資料及び作成資料の整理・分析を行う。また、評価

分析団員による資料の取りまとめに協力する。

- ② 評価分析団員が作成するリスク管理チェックシート（案）の作成に担当分野の観点から必要な情報の取りまとめに協力する。
- ③ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）（和文）を作成し、評価分析団員による全体の取りまとめに協力する。なお、作成にあたっては、担当分野に係る調査結果、PDMの各種指標、指標入手手段の決定過程、設定根拠及び6項目評価結果の詳細について記載する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

### (1) 業務完了報告書（和文3部）

2022年10月13日(木)までに提出。

次の①～③を電子データにて提出する。

- ① 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- ② 担当分野に係る事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ③ 担当分野に係るリスク管理チェックシート（案）（和文）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下URLの「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「Ⅹ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇄マラウイ間の経済性及び利便性を考慮した路線・経由地を選択すること。

### (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務期間は2022年9月10日～9月25日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 空港施設維持管理 (本コンサルタント)
- エ) 航空機材維持管理 (JICA が別途契約するコンサルタント)
- オ) 評価分析 (JICA が別途契約するコンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA マラウイ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：あり
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じてアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供：なし
- キ) 地方空港への移動手段：あり

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ マラウイ共和国カムズ国際空港ターミナル拡張計画準備調査報告書 (平成 27 年 8 月)

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000022694.html>

② 本業務に関する以下の資料を当機構社会基盤部運輸交通グループにて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス ([imgtr@jica.go.jp](mailto:imgtr@jica.go.jp)) 宛に、メールをお送りください。

- ・ マラウイ国カムズ国際空港航空航法システム改修計画準備調査報告書 (平成 22 年 9 月)
- ・ Project Completion Report on the Project for Capacity Development for Air Navigation Services in the Republic of Malawi (平成 28 年 4 月)
- ・ マラウイ国カムズ国際空港監視システム運用支援プロジェクト業務完了報告書 和文サマリー (令和 4 年 1 月)
- ・ The Project for Capacity Development for Radar Air Navigation Services

at Kamuzu International Airport Project Completion Report (令和4年1月)

・「マラウイ国空港維持管理能力強化プロジェクト」要請書

- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAマラウイ事務所、及び在マラウイ日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課

税とすることを想定しています。

- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上